

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	遠藤建設（株）						
所在地	長野県北安曇郡池田町大字池田2379番地						
建設業許可番号	20-001015						
入札参加停止期間	令和8年3月6日から令和8年3月26日まで（3週間）						
事実概要	<p>当該業者は、長野県発注の「令和6年度県単道路橋梁維持（災害関連）工事」の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者を生じさせた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。</p>						
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第1-2第3号（安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。</p>						
備考	<p><b>【入札参加停止措置要領別表抜粋】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故</td> <td>3 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとき</td> <td>2週間以上 4か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故	3 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとき	2週間以上 4か月以内
措置要件	期間						
安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故	3 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとき	2週間以上 4か月以内					